

教職員の皆様へ

私たちは、平成17年9月、滝川市立江部乙小学校で起きたいじめ自殺事件の遺族です。

この和解調書は、裁判所の和解の中で、北海道に、北海道内の教育委員会を通して、教職員の皆様へ周知徹底することを約束していただいた結果、お手元にあるものです。全道の教職員の皆様にうちの子（友音）の事件を理解していただき、再発防止の一助となることを願っております。

いじめによる自殺事件は、いつ、どこで起きても不思議ではありません。特定の子を多数の子が、罪の意識も持たずに追いつめ、死に追いやることがあること、つまり自分の教え子がいじめられ、追いつめられて自殺することがあることを、この調書を読んで知ってもらいたいのです。

私たちは、友音へのいじめは、学級活動の中で、公然と行われた集団のいじめであったと考えています。調書の内容にもあるように、裁判所が認めたものだけでも、これだけのいじめがありました。しかし、私たち家族に対しては事件が起こるまで、担任の先生からは何の連絡もありませんでした。友音が、どんな思いで授業を受け、一人で休み時間を過ごしていたか。本当なら一番の楽しい行事であるはずの修学旅行で、どんなにつらい思いをしていたか。それを思うと、家族としては胸が張り裂けそうです。

この裁判では、担任など先生たちが友音を注意深く観察し、適切に対処していれば友音に対するいじめを認識し、自殺をふせぐことができたという予見可能性を、裁判所が認めました。担任など先生たちが、いじめに気づかないことや、いじめに気づいたとしても、それを黙認することは、子どもにとって、自分を守ってくれる大人がいなくなったことを意味します。そのときの絶望が自殺につながるということを、是非、先生方に具体的に知ってほしいのです。そして、自殺に至らぬいじめであっても、被害者の心には深い傷を残します。その後の人生には多大な影響を及ぼします。

そのことも、全道の教職員全員に知って欲しいのです。

また、裁判所は、学校や滝川市教育委員会が比較的早い時期に遺書の内容を把握していたにもかかわらず、事実と異なる報告や記者会見をしたと認めました。このことは、友音の自殺の理由を知りたいと真実の解明を求めていた私たち遺族にとっては隠蔽行為と映りました。そこで、私たちは、子どもにこのような悲しい重篤な事件が生じた場合には、学校関係者だけで調査するのではなく「第三者による調査機関」の設置を求めているのです。遺族は学校や教育委員会による不誠実な行為で傷つきます。その結果が、学校設置者を訴えるいじめ訴訟へとつながってしまうのです。

いじめは、目に見えにくいものです。教師の前では尚更かもしれません。でも、今も教室で苦しんでいる子どもがいるかもしれない、と想像して欲しいのです。そして、実際に教室でいじめが起きたとき、そしてそれに教職員が気づいたときは、教職員同士で情報を共有し、保護者とも連絡を取り合って下さい。仲直りという指導や子ども同士の話し合いでは、解決出来ないのがいじめです。このような指導では、いじめられている子どもは、よりつらい立場に追い込まれることになります。どうか、被害に遭っている子どもに寄り添って、その子どもたちを守るよう、お願いします。

これ以上、第2、第3の自殺者を出さないためにも、子どもたちの様子に目をくばり、大人の視点だけで状況を判断せずに、子どもの立場に立って訴えに耳を傾けて下さい。子どもによるいじめ自殺がなくなる現状を変えるために、どうか、よろしくお願いします。

遺族 松 木 敬 子
木 幡 幸 雄